

第4編 南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の方針

第2章 災害予防対策

第3章 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

第1章 対策の方針

第1節 対策の目的

南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行い、気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、南海トラフ地震臨時情報や南海トラフ地震関連解説情報を発表する（この二つの情報を合わせて南海トラフ地震に関連する情報と呼ぶ。）。

区では、南海トラフ地震等防災対策として、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達等に係る対応を定める。

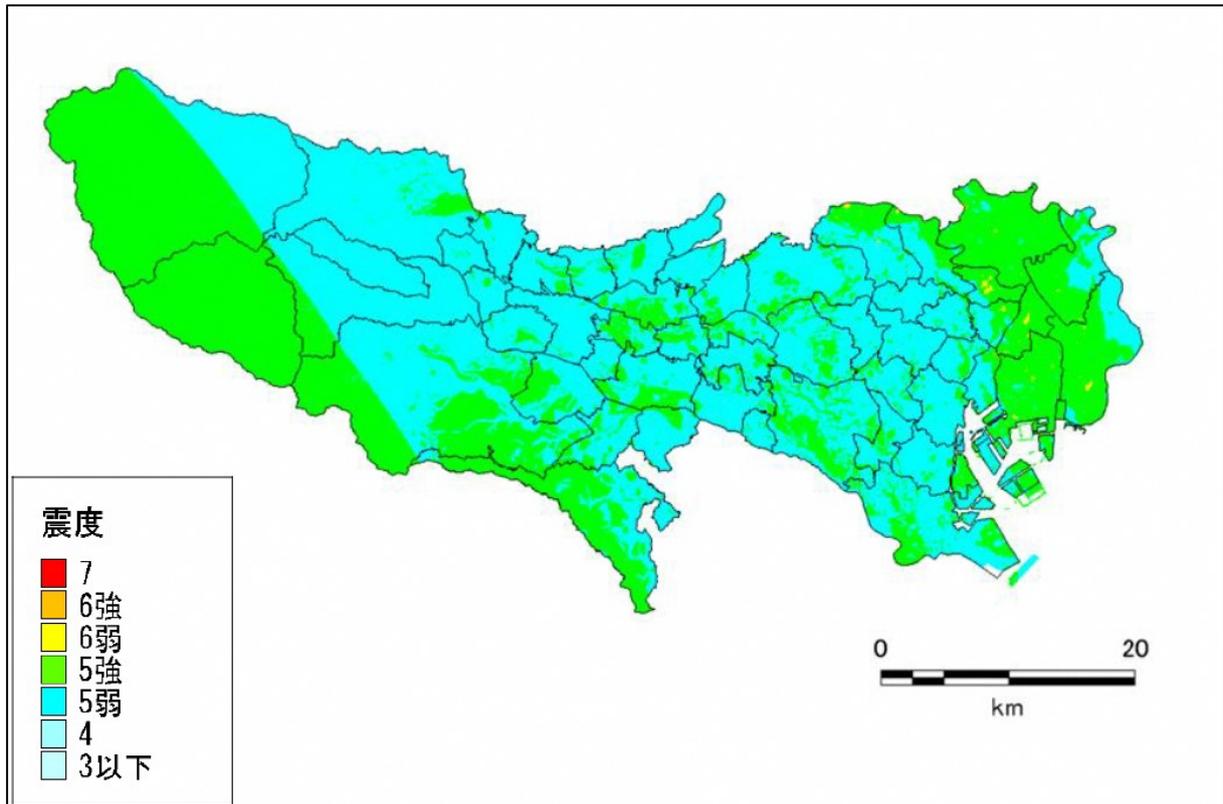
【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を開始した場合又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合。ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。 <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

第2節 基本的な考え方

令和4年5月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における南海トラフ巨大地震の想定では、区内での震度が震度5弱から震度5強の揺れが発生することが想定されており、区の想定地震である「都心南部直下地震」及び「多摩東部直下地震」よりも小さいため、区における対策は、文京区地域防災計画第2編に記載されている震災対策を推進する。

【南海トラフ巨大地震の震度分布】



資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書

第1章 対策の方針
第2章 防災対策
第3章 南海トラフ地震に関する情報提供の連携

第2章 災害予防対策

第1節 広報

区は、印刷物、区ホームページ、防災イベントや講演会等を活用して、平常時から南海トラフ地震の内容や必要な防災対策を広報することで、発災に伴う被害の軽減及び社会的混乱の防止を図る。

主な広報事項
○南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき採られる措置の内容
○南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
○地震及び津波に関する一般的な知識
○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
○正確な情報の入手方法
○防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
○各地域における避難対象地域や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
○各地域における指定緊急避難場所、避難経路等に関する知識
○地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、簡易トイレ、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

第3章 南海トラフ地震に関連する情報の発表を受けた対策

第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

1 想定震源域又はその周辺でM6.8以上の地震が発生した場合

区は、区内で震度5弱以上の揺れが発生した場合、災害対策本部又は臨時災害対策本部を設置する。

なお、区内での震度が4以下の場合、総務部防災課が情報収集伝達体制を設置し、南海トラフ地震に関連する情報の収集及び伝達する。

2 通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合

総務部防災課が情報収集伝達体制を設置し、南海トラフ地震に関連する情報の収集及び伝達する。

※ゆっくりすべり

従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

短期的ゆっくりすべりとは、南海トラフのプレート境界深部(30~40km)において、数か月から1年程度の間隔で、数日~1週間程度かけてゆっくりとすべる現象のことであり、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計で変化の観測が行われている。

これまでの観測とは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど、発生様式が従来と異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられるため、気象庁は、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合は、その変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

区は、設置した災害対策本部又は臨時災害対策本部で必要な応急対策を実施するとともに、現象発生から1週間を後発地震の警戒期間として対応する。

情報収集伝達体制を設置している場合も、現象発生から1週間を後発地震の警戒期間として継続する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

1 プレート境界でM7~8の地震又はプレート境界外等でM7以上の地震の場合

区は、設置した災害対策本部又は臨時災害対策本部で必要な応急対策を実施するとともに、現象発生から1週間を後発地震の警戒期間として対応する。

情報収集伝達体制を設置している場合も、現象発生から1週間を後発地震の警戒期間として継続する。

2 通常と異なるゆっくりすべりが観測された場合

区は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間を警戒期間として、南海トラフ地震に関連する【情報収集伝達体制】を継続する。

第4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

区は、区内で震度5弱以上の揺れが発生していない場合、総務部防災課による南海トラフ地震に関連する情報収集伝達体制を終了する。

〈資料編 第7-20 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ P359〉

〈資料編 第7-21 南海トラフ地震に関連する情報の連絡伝達系統図 P360〉

第2節 南海トラフ地震臨時情報の伝達及び周知

第1 庁内への伝達

区は、都総務局から南海トラフ地震臨時情報の連絡を受けた場合、直ちに関係各所に伝達する。

第2 区民等への周知

区は、区ホームページや防災ポータル、防災アプリ等を活用して、区民等に周知する。

また、後発地震に対する警戒や被害を抑止するため、出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等の防災上とるべき行動に関する知識について周知徹底を図る。

第3節 地震被害が発生した場合の対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、区内に地震被害が発生している場合は、「第2編 震災対策」に基づいて、必要な応急対策を実施する。

文京区地域防災計画 本編（令和6年度修正）

令和6年9月発行

編集発行 文京区防災会議

事務局 文京区総務部防災課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

TEL (5803) 1179 (ダイヤルイン)

有償配布価格 1,130円

印刷番号 B0624008